

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則をここに公布する。

平成20年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第55号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(備付書類)

第2条 広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 別に定める様式による面接記録票
- (2) 別に定める様式による支援給付台帳
- (3) 別に定める様式による支援給付決定調書
- (4) 別に定める様式による支援給付金品支給台帳
- (5) 別に定める様式による被支援者記録票
- (6) 別に定める様式による受付簿
- (7) 別に定める様式による被支援者番号索引簿
- (8) 別に定める様式による被支援者番号登載簿
- (9) 別に定める様式による支援給付申請書受理簿
- (10) 別に定める様式による医療券交付処理簿
- (11) 別に定める様式による介護券交付処理簿

(通知)

第3条 要支援者（法第14条第1項の規定による支援給付（以下「支援給付」という。）を必要とする状態にあるものをいう。以下同じ。）の所在地を所管する局長は、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第19条第2項の規定により支援給付を実施したときは、前条第1号から第5号まで及び第5条に規定する書類の写しを添付して、速やかに、その旨を当該被支援者（支援給付を受けている者をいう。以下同じ。）の居住地を所管する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条又は同法附則第7項の規定により設置された福祉に関する事務所の長（以下「福祉に関する事務所の長」という。）に通知しなければならない。

2 局長は、被支援者が居住地を当該広域振興局又は当該地方振興局の所管区域外に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、別に定める様式による転出通知書により、新たな居住地の福祉に関する事務所の長に通知しなければならない。

3 前項の通知書には、次に掲げる書類（支援給付の決定をするために必要と認められる最小限のものに限る。）の写しを添付するものとする。

- (1) 別に定める様式による支援給付台帳
- (2) 別に定める様式による支援給付決定調書
- (3) 別に定める様式による被支援者記録票
- (4) 前3号に掲げるもののほか、局長が必要と認めるもの

(申請書)

第4条 保護法第24条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による支援給付の開始又は変更の申請

は、別に定める様式による支援給付申請書により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、保護法第18条第2項の規定による葬祭支援給付の申請は、別に定める様式による葬祭支援給付申請書により行わなければならない。

3 第1項の書面には、支援給付の種類により福祉に関する事務所の長の指示するところにより、次に掲げる書類（変更の申請にあつては、必要なものに限る。）を添付しなければならない。

(1) 別に定める様式による給与証明書

(2) 別に定める様式による住宅補修計画書

(3) 別に定める様式による生業計画書

(決定通知書)

第5条 保護法第24条第1項、第25条第2項及び第26条の規定による書面は、別に定める様式による支援給付決定（変更）通知書、支援給付申請却下通知書又は支援給付停止（廃止）決定通知書によらなければならない。

(検診命令書等)

第6条 局長は、保護法第28条の規定に基づき検診を受けるべき旨を命ずるときは、別に定める様式による検診命令書、検診料請求書及び検診書を交付しなければならない。

(調査の囑託等)

第7条 局長は、保護法第29条の規定に基づき調査を囑託するときは、別に定める様式による調査依頼票により行わなければならない。

2 局長は、保護法第4条第2項に規定する扶養義務者に対し、要支援者の扶養の可否を確認するために、扶養義務の履行について照会するときは、別に定める様式による扶養照会書により行わなければならない。

(入所依頼書)

第8条 局長は、保護法第30条第1項ただし書の規定に基づき入所を委託するときは、別に定める様式による入所依頼書により行わなければならない。

(町村長への通知等)

第9条 局長は、支援給付の決定を行ったときは、その内容を被支援者の居住地又は現在地である町村の長（以下「町村長」という。）に通知しなければならない。

2 局長は、保護法第19条第7項第3号の規定に基づき被支援者に対する支援給付金品の交付を町村長に委託するときは、当該交付日の3日前までに、別に定める様式による支援給付費支給明細書2部を送付するとともに、当該交付に要する資金を当該町村長に交付しなければならない。

(保護施設設置届)

第10条 保護法第40条第2項の規定による届出は、別に定める様式による保護施設設置届により行わなければならない。

2 保護法第41条第2項の規定による認可の申請は、別に定める様式による保護施設設置認可申請書により行わなければならない。

。

(保護施設変更届等)

第11条 市町村は、その設置した保護施設について、保護法第41条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる事項のいずれかを変更したときは、その変更した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設変更届により知事又は広域振興局長（以下「知事等」という。）に届け出なければならない。

2 保護法第41条第5項の規定による認可の申請は、別に定める様式による保護施設変更認可申請書により行わなければならない。

。

(保護施設事業開始届)

第12条 保護施設の管理者は、その業務を開始した日から起算して14日以内に、別に定める様式による保護施設事業開始届を知事等に提出しなければならない。

(改善命令等による措置結果報告)

第13条 市町村又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社は、保護法第45条第1項又は第2項の規定により保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、その処分を受けた日から起算して30日以内に、当該処分に基づいてとった措置の結果を知事等に報告しなければならない。

(被支援者状況変動届)

第14条 保護法第48条第4項の規定による届出は、別に定める様式による被支援者状況変動届により行わなければならない。

(保護施設廃止の報告等)

第15条 保護法第40条第3項の場合における生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第7条又は第8条の規定による報告又は通知は、別に定める様式による保護施設廃止(縮小、休止)報告書又は保護施設廃止(休止)通知書により行わなければならない。

2 保護法第42条の規定による認可の申請は、別に定める様式による保護施設休止(廃止)認可申請書により行わなければならない。

(不服申立書)

第16条 保護法に基づく処分に係る審査請求又は再審査請求は、別に定める様式による審査(再審査)請求書により行わなければならない。

(提出書類の経由)

第17条 保護法又はこれに基づく命令等により厚生労働大臣に提出することとされている書類が提出されたときは、知事は、これを受理し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。